

2018（平成30）年2月14日

秋田刑務所長

五十嵐 定 一 殿

秋田弁護士会

会 長 三 浦 広 久

## 勸 告 書

### 【勸告の趣旨】

当会は、申立人X（以下「申立人」といいます。）からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会における調査の結果、貴所に対し、以下のとおり勸告します。

### 記

貴刑務所が平成28年10月ころ行った弁護士宛の信書の一部を抹消した処分は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律129条1項及び2項の適用を誤り、受刑者の表現の自由（憲法21条）、裁判を受ける権利（憲法32条）を侵害したものである。

よって、貴刑務所においては、受刑者が、刑務所内において特定の弁護士宛の信書の発信を求めた場合には、受刑者が弁護士に法律問題に関して事実を記載している部分を抹消することなく、当該信書の発信を許可するよう勸告する。

### 【勸告の理由】

#### 第1 申立の概要

申立人は、遅くとも平成28年9月ころ、弁護士宛での信書の発信を求め

た。秋田刑務所は、同年10月ころ、その内容を一部墨塗りし、削除した。かかる処分は不当である。

## 第2 調査経過

平成28年12月8日 人権救済申立書受理

平成29年2月15日 申立人に面会の上事情聴取

同年6月21日 貴刑務所へ照会書送付

同年6月30日 貴刑務所より回答書受領

同年7月7日 申立人が信書を発信した弁護士(以下「本件弁護士」という。)

より回答書及び問題となった信書(以下「本件信書」という。)

の写しを受領

## 第3 貴刑務所の回答

貴刑務所の回答の要旨は、以下の通りである。

本件信書に記載された文章を削除した事実はある。申立人は、本件信書内で、本件弁護士に対して、第三者に貸しつけた金員の回収を依頼していた。貴刑務所は、当該部分を削除したものである。理由は以下のとおりである。

本件第三者と申立人は、信書の発受を禁止されていた。なぜなら、かつて両者は信書を介して暴力団関係の話題に終始し、いわゆる舎弟関係にあると解されたためである。

しかし、申立人は、それでも本件第三者と接触をしようと試みた。すなわち、申立人は、本件第三者との間で架空の貸付関係を作成し、これを口実に、弁護士を介して、当該第三者と外部交通を謀ろうとしたものである。

ゆえに、本件信書をそのまま発信すれば、申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある。そこで、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下、法という。)129条に基づき本件信書の対象部分を削除した。

## 第4 当会の判断

### 1 弁護士宛の信書を発信する自由の権利性と重要性

- (1) 憲法21条1項は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と定めており、刑務所内における受刑者の信書の発受の際にもかかる表現の自由の保障が及ぶものと解されている（最高裁判所第一小法廷平成15年（オ）第422号平成18年3月23日判決）。

かかる表現の自由の重要性を踏まえ、法は、受刑者が発信する信書の全部または一部を抹消することができるとしつつも、抹消ができる場合を、法129条1項1号ないし6号の場合に限るものとして、限定的に定めている（法129条1項1号ないし6号）。

- (2) 特に、受刑者が弁護士に対する法的相談をするために信書を発受する場合、当該行為は、法的助言や司法手続を通じた受刑者の適正な権利利益の実現の過程を形成していく重要な端緒となるのであるから、より一層権利としての保障の必要性が高まるものというべきである。

ゆえに、かかる行為は、単に信書の発受をする行為として憲法21条に定める表現の自由の保護を受けるのみならず、憲法32条に定める裁判を受ける権利の保障をも併せて受けるものと解するべきである。

かかる趣旨から、受刑者の発信する信書が、弁護士に対する信書であって、弁護士の職務（弁護士法3条1項）に属する事項を含むとき、法は、その信書を抹消することができる場合について、法129条1項1号ないし3号の場合に限るものとして、さらに限定的に定めている（法129条2項）。

したがって、弁護士宛の信書の抹消の可否は、極めて慎重かつ厳格に判断されなければならない。法の定める弁護士宛の信書（法129条2項）に該当するか否かは、信書の抹消要件を左右する重要な分水嶺となる。

- (3) そこで本件では、まず、法129条2項該当性を判断し、次に法129条

1 項各号の抹消要件の該当性を判断する。

## 2 法 1 2 9 条 2 項 該 当 性 の 判 断

(1) 信書の内容が当該受刑者に関する弁護士職務（弁護士法 3 条 1 項）に属する事項を含むか

### ア 問題の所在

法 1 2 9 条 2 項は、保護されるべき信書を、単に弁護士宛の信書ではなく、弁護士の職務（弁護士法 3 条 1 項）に属する事項を含むものと定めている。そこで、本件信書は、その内容が弁護士の職務（弁護士法 3 条 1 項）に属する事項を含むといえるかが問題となる。

### イ 弁護士法 3 条 1 項の解釈

弁護士法 3 条 1 項は、「弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする」と定める。

ここに「一般の法律事務」とは、法律に規定する事項に関連する事務全般をいうものとされ、法律問題の鑑定、債権取立等の法律事務等もこれに含まれると解されている（日本弁護士連合会調査室 編著『条解弁護士法』第 4 版）。

### ウ あてはめ

本件で、貴刑務所の回答によれば、貴刑務所が抹消した文章は以下の通りである（なお、A、B 部分には実名が入り、×××部分には電話番号を示す数字が入るが、本勧告書では伏字にしている。）。

#### （ア）抹消箇所①

「3 A 氏との金銭の貸借が少額であり益が残っており入金して貰いたい件についての相談。

3 の（1） 先日手紙に熱が入り過ぎて同氏に手紙を出した所刑務所

当局から同氏との全ての外部交通を禁止に成りました。当所職員から弁護士サンを介しての入金ならば入る(私の手元に届く)との事を言われ、この件についてB先生のご協力を得られないか、一筆申上げました。

3の(2) いちの送金の介入の他に、何か良い方法があるかとは思いますが、私は法に明るくないのでB先生何かベストな方法(無事に入金に成る方法)ありましたら、教示願ひ益。※Aサンには入金送金の意味もあり益、実際先の6月頃から月に5000円ずつですが送り始め、その矢先の入金でありました。×××(××××)××××がA氏です。」  
(以下、抹消箇所①という。)

**(イ) 抹消箇所②**

「又、禁止者に対して(Aサン)の連絡の件お金の回収の件は弁護士サンしか行えず、この事は最終手段であり益のでご力添え下さい。」(以下、抹消箇所②という。)

**(ウ) 抹消箇所③**

「やっと許可を得ての禁止者Aサンへの回収の件の連絡ですので、呉々も前向きにご検討ください。」(以下、抹消箇所③という。)

**(エ) 事実の評価**

以上によれば、上記抹消箇所①②③は、要するに、弁護士に対し、本件第三者に対する貸付金の存在を打ち明け、これを回収して刑務所内の申立人に受け渡す手段及びその受任の可否について弁護士に検討を依頼するものである。これは、貸付金の回収について、法律相談を依頼するものであるから、「一般の法律事務」(弁護士法3条1項)にあたる。

したがって、上記抹消箇所①②③はいずれも、当該受刑者に関する弁護士の職務(弁護士法3条1項)に属する事項を含むと解される。

**(2) 弁護士との間で発受する信書といえるか**

貴刑務所も回答書において指摘するように、本件申立人と本件弁護士は、

本件信書に記載された内容について、未だ委任関係にない。そのため、本件信書が、「受刑者が弁護士との間で発受する信書」（法129条2項）に当たるかが、次の問題となる。

しかし、法129条2項は、受刑者と弁護士との間の委任関係の有無を明確に書き分けていない。また、市民が弁護士と法的コミュニケーションを取る必要性は、弁護士との委任関係の有無に拘わらず、等しく存するものというべきであり、そのことは、法律相談を希望する者が受刑者であったとしても、異なることはないものと解されるべきである。

したがって、本件受刑者と本件弁護士が委任関係になかったとしても、本件信書が「受刑者が弁護士との間で発受する信書」（法129条2項）に当たるという同項の解釈適用の結論を左右するものではない。

### (3) 小括

以上から、本件信書の抹消部分は、弁護士法3条1項に属する事項を含んでおり、本件信書は法129条2項が定める「受刑者が弁護士との間で発受する信書」に該当する。

## 3 法129条1項1号ないし3号該当性の判断

### (1) 問題の所在

そうすると、本件信書は、法129条1項1号ないし3号に定める場合でない限り、抹消処分が許されないこととなる。それでは、本件信書は、その内容が法129条1項1号ないし3号に該当するといえるか。

#### 法129条1項

①暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。

②発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

③発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

るとき。

この点、本件信書の抹消箇所①ないし③が、法129条1項1号、第2号に該当しないことは文言上からも明らかである。

そうすると、本件信書は、「発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある」（同3号）か否かが問題となる。

## (2) 解釈

前述の通り、受刑者が弁護士に信書を発信する自由は、憲法21条、憲法32条の保障を受ける極めて重要な権利である。そのため、信書の発受に関する刑務所長の判断は厳格に解されなくてはならない。

この点、判例は、「受刑者のその親族でない者との間の信書の発受は、受刑者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他の具体的事情の下で、これを許すことにより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があると認められる場合に限り、これを制限することが許されるものというべきであり、その場合においても、その制限の程度は、上記の障害の発生防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものと解するのが相当である」とし、受刑者の信書の発受の可否についての刑務所長の裁量権に限定を加えている（最高裁判所第一小法廷平成15年（オ）第422号平成18年3月23日判決）。

かかる判例の趣旨に照らせば、「発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき」（法129条1項3号）の判断に際しては、当該抹消措置を講じなければ、刑事施設の規律及び秩序に放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があるか否かを考慮しなくてはならないものと解する。

## (3) あてはめ

ア 確かに、貴刑務所の主張を前提とする限り、申立人と本件第三者は、信

書を通じて暴力団関係の話題を交わしているというのであり、こうした信書の発受を放置しておけば、刑務所内秩序に放置することのできない程度の障害が生じる相当のがい然性があるとも考えられる。

イ しかし、本件信書は、前述した通り、申立人が本件第三者に対する貸付金の回収を相談することを内容とした、弁護士宛ての信書である（抹消箇所①②③）。

そして、そもそも弁護士は違法行為への加担を禁じられており（弁護士職務基本規程14条）、依頼者との関係においても自己の職業的良心に従い、依頼者の利益の正当性を考えることを求められ（弁護士職務基本規程21条）、違反した場合には懲戒を受ける（弁護士法56条）。

したがって、弁護士が、暴力団関係の話題に終始する本件第三者の意思を伝達し、法128条や129条の潜脱に加担し、刑務所内の秩序に悪影響を与えることは通常想定し難い。

また、貴刑務所は、回答書において、抹消処分理由として、申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあることを指摘するが、これは本来法129条1項6号の「発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき」に該当する事由であり、これをもって刑務所内の規律及び秩序に対する影響（法129条1項3号）が考慮されているとは評価し難い。

したがって、貴刑務所の回答をもってしてもなお、本件信書の抹消措置を講じなければ、刑事施設の規律及び秩序に放置することのできない程度の障害が生ずる相当のがい然性があるとはいえないから、法129条1項3号に該当するとは認められない。

#### (4) 小括

以上のとおり、貴刑務所の本件処分は、本件信書が法129条2項の「弁護士との信書」に該当し、同項に基づき信書の発信を制限できる同条1項1



号ないし3号の事由が認められないにもかかわらず、本件信書の一部の発信を禁じたものであって、法129条1項2項の適用上違法というべきである。

## 第5 結論

よって、貴刑務所が、本件信書の一部を抹消した本件処分は、法129条1項及び2項の適用を誤り、受刑者の表現の自由（憲法21条）、裁判を受ける権利（憲法32条）を侵害したものであるから、本件勧告の趣旨の通りの勧告をする。

以上